三豊市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１１月１２日

三豊市長　山下　昭史

三豊市規則第３２号

三豊市消防団規則の一部を改正する規則

三豊市消防団規則（平成18年三豊市規則第176号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（報酬等の支払） 第8条　条例第13条に規定する報酬については、翌年度の5月末日までに支給する。 2　条例第14条に規定する費用弁償については、上半期分（4月から9月まで）を11月末日までに、下半期分（10月から3月まで）を5月末日までに支給する。 3　消防団員が年度の途中で退団し、又は死亡した場合における当該消防団員に係る報酬及び費用弁償の額は、日割計算により算出する。	（報酬等の支払） 第8条　条例第13条に規定する報酬及び条例第14条に規定する費用弁償については、毎年9月及び3月の2期に、それぞれの当月までの分を支給する。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、令和８年９月１日から適用する。